

福生市教育委員会会議録

平成 20 年第 3 回定例会

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 開催年月日 | 平成 20 年 3 月 24 日 (金) |
| 2 | 開始時刻 | 午前 10 時 00 分 |
| 3 | 終了時刻 | 午前 11 時 30 分 |
| 4 | 場 所 | 福生市教育委員会 2 階会議室 |
| 5 | 出席委員 | 委 員 長 長 谷 川 貞 夫
委員長職務代理者 平 野 裕 子
委 員 加 藤 美 子
委 員 渡 辺 浩 行
教 育 長 宮 城 眞 一 |
| 6 | 欠席委員 | なし |
| 7 | 出席者氏名 | 教 育 次 長 宮 田 満
参 事 川 越 孝 洋
庶 務 課 長 福 島 秀 男
学 校 給 食 課 長 中 村 守 一
社 会 教 育 課 長 戸 室 幸 治
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 野 方 孝
市 民 会 館 兼 公 民 館 長 伊 東 静 一
図 書 館 長 森 田 秀 敏
主 幹 吉 澤 淳
指 導 主 事 並 木 茂 男 |
| 8 | 傍 聴 人 | なし |

(裏面に続く)

9 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第22号 福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第23号 福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第24号 福生市公立学校等職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について

日程第6 議案第25号 福生市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

日程第7 議案第26号 福生市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第8 議案第27号 福生市体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第9 議案第28号 福生市教育センター条例施行規則の制定について

日程第10 議案第29号 福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令について

日程第11 議案第30号 福生市体育指導委員の委嘱について

日程第12 議案第31号 福生市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第13 その他報告事項

委員長 おはようございます。

それでは、ただ今から平成20年第3回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤美子委員、渡辺浩行委員の両名を署名委員として指名いたします。

日程第2、教育長報告、教育長から報告をお願いいたします。

教育長 定例教育委員会に御出席をいただき大変ありがとうございます。

いよいよこの年度末を迎えることとなりました。委員の皆様方のこの1年間の御活動につきましては、厚く御礼を申し上げるところでございます。予定の事務事業につきましてはほぼ順調に執行できつつあると、このように考えております。

それでは幾つか御報告を申し上げます。まず一つは教育委員会に関する評価の問題でございます。今日、お手元に資料をお届けいたしておりますが、御覧をいただきたいと存じます。東京都教育庁を經由いたしまして、文部科学省から「教育委員会の点検・評価に関する参考資料の送付について」といった文書が事務局に参っております。その資料を御覧いただきますが、大変、分厚い資料でございましたので、ごく部分的に抜粋をしてコピーをいたしております。最初に御覧いただきたいのはその資料の207ページ、中程以降のところでございます。

いわゆる教育三法の改正がされました際に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がされているわけですが、教育委員会の自立性、あるいは説明責任をより明らかにすべく取り組むことといったことが、法律上明記をされてまいりました。それがいわゆる教育委員会自身の事務事業に関する取組についての評価の問題ということでございました。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がされましたその参考条文でございます。下のほうに第27条「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」がございます。ここの部分が新たに加わったことでございます。

その第1項では、括弧の中は省略をさせていただきますが、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及

び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と、このように規定がされたところでございます。そして第2項で「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と、規定がされたところでございます。

この点につきまして、文部科学省からの解説としてありますのが、2ページのところになります。そこに「 .教育委員会の点検・評価について」とし、(1)に「点検・評価の導入の目的」がございます。ここは要するに教育委員会が自らその説明責任をしっかりと果たしてもらいたいと、こういうことでその目的が導入されたのだということでございます。特にここは、この点検・評価のことについては、教育長に任せずに教育委員会が管理・執行しなければならない事務として位置付けをしたと、このように記述がされております。

そしてまた(2)に「地教行法改正のポイント」がございますが、ただいまの条文に書かれておりましたように、まず一つ目の のところの 毎年、 教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、即ち教育委員会としてはすべてのことにあいなろうかと思っております。そして 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検評価を行うこととし、そして でその結果に関する報告書を作成して議会に提出するとともに、公表しなければならない、とこのようなことが教育委員会の義務として位置づけられたと、そしてそれは平成20年4月1日からだと、こういうことでございます。

この点、4月1日というのは、もう少し具体的には、どのような実施の方向で向かうかは4ページに「(5)実施の流れについて」がございます。その中の に「実施時期」がございますが、その一つ目の のところに「平成20年度中に点検及び評価を実施し、議会への提出及び公表を行うことが必要」になると、この法令上の4月1日についてはこのように解説がされているところでございます。具体の事例として、前年度における取組状況の点検・評価結果については、例えば6月から9月ごろの議会に報告・公表することなどが考えられると、こういうことでございます。必ずしもこういうことでなくてもいいということですが、いずれにしても平成20年度中にこのようなことを行わなければならないということでございます。

今回改めて文部科学省から一つのモデルとしてこのようなものが示さ

れてまいりました。これまで福生市といたしましては、自己評価というところまでは至っていなかったわけですが、福生市教育委員会としての説明責任の一端を少しでも果たす意味合いから、いわゆる「教育推進プラン」というものを年度当初に策定いたしまして、年度終わりました段階でその実績について状況をまとめ、それぞれ市教育委員会での協議を経ましてから、いずれも市議会への配付、あるいはホームページ等での登載などにより公表してきた経緯はあるわけですが、そして、今年度教育委員会の大きな課題としては、この評価に関する取組が、活動としては大きな課題の一つだということですが、

ひとまずは学校教育に加え、社会教育につきましても、この教育推進プランの中に追加をしたわけですが、現行のこの教育推進プランの活用ということが一つの方法として考えられるかと思っておりますが、いずれにしても他の事例等も参考にいたしながら、今年度中に一つの方向を見出し、議会報告あるいは公表をしていかなければならないと考えておまして、事務局からおいおい、この辺につきましてもの御相談をさせていただきたいと考えております。

次でございますが、学校教育関係では、去る3月19日、三つの中学校、全校におきまして卒業式が実施されました。その際には委員各位には御出席をいただき、告辞等をいただいたところでございまして、大変ありがとうございました。目下のところ特段の事故などもなく、順調に式が執り行われたと聞いているところでございます。各校校長の指導のもとに教職員の努力が実りまして、徐々に学校におけます儀式教育が、適正に実施できつつあるのではないかと感じるところで、喜ばしいことと存じます。引き続きましては入学式に向けましても適正な実施がされますよう、学校に対する指導を続けてまいりたいと存じております。

続きまして二つ目、学校ホームページに関することですが、平成19年度、全校におけますホームページの立ち上げということで取り組んでまいりましたが、ここで第三中学校のホームページが立ち上がったとの報告を受けておまして、一応年度目標の達成をみたところでございます。若干まだリンクの関係がありまして、いきなり市のホームページからは、第三中学校のホームページを見る状況には、なっていないようですが、とりあえず第三中学校ホームページとして単独で立ち上がったことを、御報告申し上げます。

続きまして議会の関係につきましても、ただいま第1回の定例市議会が

3月4日から3月28日の会期で開催をされております。現在提案されております予算、条例改正案等、議案については各常任委員会の審議が終わりました。それぞれの委員会での審査につきましては全会一致、または賛成多数で可決をされておりました、審査が終わったわけでございます。最終日3月28日の本会議での採決によって、それぞれが確定をするところでございます。なお、市議会の状況につきましては次回委員会の際に御報告をさせていただきます。

以上私からの報告とさせていただきます。明日また各小学校におけます卒業式が執り行われるわけですが、委員の皆様方には告辞等につきましてお願いを申し上げますこととなります。よろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

委員 長 教育長からの報告が終わりました。質問がありましたらお願いします。

平野委員 学校ホームページのことなのですけれども、平成19年度中に第三中学校も立ち上がり、福生市小・中学校全校がホームページを持てたことはとてもよかったと思います。ホームページを見てみますと、本当にタイムリーな話題を提供されて、保護者や地域の方にいろいろ情報提供等をしている学校もありますけれども、その反面、大分古い情報のまま、何ヵ月も変わってない学校もありますので、やはりこのホームページをどのように活用するか、ただ立ち上げるだけではなくて、やはり見る側がその時、その時にふさわしい情報が得られるようなホームページになっていただければよいと思います。

加藤委員 私もホームページの件ですが、とてもよかったのは運動会などの行事があったときにすぐにホームページで知らせていただいて、今日、運動会を強行するのか、中止なのかということが早くわかったことが、よかったと思いました。こういうことも全小・中学校で統一していけたらよろしいかと思えます。

委員 長 学校ホームページを、保護者や地域の方がどの程度見ているかという、調査をしていますか。

参 事 学校ホームページをどの程度の保護者等、地域の方々等が見ているかという調査はいたしておりません。しかし、平野委員、加藤委員から御指摘いただいた内容については、議会でも質問等がございまして、コンテンツの内容等の充実をより一層図ってまいりたいと答弁をさせていただきます。本年度、全校でまず開設をするということを最大の目標にしておりますので、次年度におきましては、この内容の充実を図っていかねばならな

いと認識しているところでございます。現在、開設予定の教育センターに情報教育の担当職員を、退職者の非常勤教員として配置をいただく予定でございますので、その職員を通してまなほ一層充実を図って、タイムリーに市民や保護者への周知を図ってまいりたいと考えております。

委員長 教育長報告の1にありました点検・評価とも関係してくることですので、大変ですが充実方よろしく願いたします。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。それでは教育長報告を終わります。

日程第3、議案第22号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。庶務課長から内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第22号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。3ページをお開き願います。

提案理由でございますが、本年4月1日施行の市の組織改正に伴う部及び課名の変更と、指導室の事務分掌に、新たに教育センターに関することを加えたいため、改正が必要となりますので、本議案を提出するものでございます。

それでは内容でございますが、4ページをお開きください。あわせて附属資料の議案第22号資料、新旧対照表も御覧いただきたいと存じます。第7条に規定してございます「企画財政部財政課契約係」を「総務部契約管財課契約係」に改め、別表に規定してございます教育委員会事務局各課の事務分掌のうち、指導室学務・指導係に第11号として「福生市教育センターに関すること。」を加え、従前の第11号以下を1号ずつ繰り下げようとするものでございます。なお附則としまして施行期日は平成20年4月1日といたすものでございます。

説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。御質問等ございますか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ありがとうございます。御異議なしと認め、議案第22号は原案のと

おり可決することといたします。

続きまして日程第4、議案第23号、福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。参事から内容説明をお願いいたします。

参 事 それでは議案第23号、福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴いまして規定の整備をいたしたいので、本規則を改正する必要があるものでございます。この議案につきましても議案第23号資料の新旧対照表で説明を申し上げますので、そちらを御覧いただければと存じます。

このたびの改正では「教頭」とこれまで称しておりました職名を「副校長」に「主幹」と呼んでおりました職名を、「主幹教諭」に改めるものでございまして、それに伴う条ずれ等が発生をしております、備考欄でそれぞれの逐条ごとに説明をいたしております。

第5条、第6条におきましてはいずれも条ずれの変更でございまして、第7条におきましては「教頭」という名称の削除でございます。そして、第8条におきまして、見出しの変更及び条文の変更、追加として、新たに副校長の職について追加をいたしております。そして、第8条の2で、「主幹」を「主幹教諭」と改め、第8条の2第2項におきましては、主幹教諭の職務について条文の変更をしております。同条第3項以降におきましても、「主幹」及び「教頭」という職名の変更をしております。

第18条、第19条、第22条、第23条におきましては、関係条例の改正に伴う条ずれによる改正でございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきたく、お願い申し上げます。

委 員 長 内容説明は終わりました。御質問等ございましたらお願いいたします。

平 野 委 員 「主幹」が「主幹教諭」と名称が変更になった理由を聞かせていただきたいことと、昨年の教育委員会で「教員の職の分化」の中で、「主任教諭」が新たに4月1日から施行させる予定と聞いていたのですけれども、そのことはまだ、こちらの条文の中には入っていないのでしょうか。

参 事 それでは「主幹教諭」への職名変更の根拠でございますが、これは学校教育法の改正に伴いまして、国の動きに合わせたものでございます。東京都が先立って「主幹」という職を配置しておりましたが、この度、国の基

準に名称を合わせたことによるものでございます。職務の内容等につきましては、東京都が先行しておりますので、変更はございません。

また、「主任教諭」についてですが、昨年8月に関係条例の改正をお願いしたところでございます。ただ「主任教諭」については当初から、平成20年4月1日の着任は難しかろうという動きがございまして、東京都教育委員会におきましても、このスケジュール等がうまく進まなかったようでございます。平成20年度中にその選考を行い、平成21年4月には「主任教諭」として発令をいたす予定で進めているところでございます。

委員 長 確認いたします。「主任教諭」という職階ができたのですね。

参事 はい、そうでございます。

委員 長 給与表でも違うところにあるのですか。

教育 長 ただ、まだ給与表自体はできておりません。東京都人事委員会はまだそこまで勧告ができていないようです。

委員 長 今年度中に執行できるかどうかはわからないということですか。

教育 長 はい、平成19年度は無理ですが、平成20年度中には東京都人事委員会の勧告を受けて、東京都教育委員会の方針が決定していくこととなります。

委員 長 わかりました。よろしいでしょうか。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは質疑を終わりましたお諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

日程第5、議案第24号、福生市公立学校等職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いします。

参事 議案第24号、福生市公立学校等職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由並びに説明を申し上げます。

この度東京都の「職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程」の手続き書類の様式が変更になりました。このことに併せまして福生市公立学校等職員の職務に専念する義務の免除に関する規則のする規則の改正を伴い、規定の整備をいたすものでございます。これにつきまして新旧対照表で御説明させていただきますと思いますので、議案第24号資料

を御覧いただければと存じます。

これは、いわゆる職員団体が勤務時間内で団体の活動を行う際の申請の手続きでございまして、この申請書の段階で、日時と給与の減額の申請が別々になっており、2種類の書類を提出しなければならないことになっておりました。それを一つの様式で日時と給与減額の申請を行うものでございます。その様式については、議案書の11ページにございます。

説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

お諮りします。議案第24号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決することといたします。

日程第6、議案第25号、福生市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 それでは議案第25号、福生市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、その提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書の13ページをお開きください。

初めに提案理由でございますが、本規則につきましては、福生市立学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で、社会教育のために利用に供することに関して規定をしておりますが、福生市立公立学校の管理運営に関する規則の改正に伴いまして、本規則を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、14ページと本日お配りいたしました議案第25号資料その2を併せて御参照ください。始めに第6条第3項中「第4条第2号」を「第4条第3号」に改めます。これは本日お配りしました議案第25号資料その2の中で、第4条第2号「心身に障害を有する者又はこれらの者で構成する団体が使用する場合」という、この規定を平成16年12月に改正をいたしております。その際に本規則、この学校体育施設の開放に関する規則の部分で号ずれが生じておりまして、それを改正しなかったことによりまして、この機会に改正をお願いいたすものでございます。大変申しわけございません。

次に第12条第2項中「教頭」を「副校長」に改め、また「P.T.A」

の略語のピリオドを削除し、「PTA」に文言の整理をいたそうとするものです。なお、本規則は平成 20 年 4 月 1 日より施行するものでございます。

以上で提案理由及び内容の説明とさせていただきます。

委員長 御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 25 号は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第 25 号は原案のとおり可決することといたします。

日程第 7、議案第 26 号、福生市民会館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。市民会館兼公民館長より内容説明をお願いいたします。

市民会館兼公民館長 それでは議案第 26 号、福生市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について、その提案理由並びに内容について御説明させていただきます。議案書の 15、16 ページを御覧いただければと思います。

提案理由ですが、市民会館における指定管理者制度に関する規定を整備したいので、本規則を改正する必要があるものです。

次に改正内容ですが、議案第 26 号資料、新旧対照表をお開きください。福生市民会館条例施行規則の第 17 条を第 19 条とし、第 16 条の次に次の 2 条を加えるものでございます。第 17 条は指定管理者に管理を行わせる場合における適用の規定を定めるもので、同条第 2 条第 2 項市民会館の使用の申請、第 11 条第 1 項第 3 号の使用の取消し、第 13 条行為の制限、第 14 条第 2 項迷惑行為の禁止、第 15 条職員の立入り、第 16 条附属設備等の持出禁止の各条文中、「市長」とあるものを「指定管理者」とするものです。また、第 9 条第 2 項使用料の免除の条文中、「市長の承認」とあるものを「指定管理者の承認」とするものでございます。また、別記様式第 1 号から別記様式第 7 号、これは申請書、許可書等の書類ですが、この規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるものは「指定管理者」とするものです。

次に第 18 条ですが、利用料金に関する読替え規定でございまして、会館の管理を指定管理者に行わせる場合に、第 7 条附帯設備等の使用料、第 8 条指定施設、第 9 条使用料の免除、第 10 条使用料の延納、第 11 条使用料の還付、別表第 1 及び別記様式第 1 号から別記様式第 7 号までの規定中

「使用料」とあるものを「利用料金」とするものでございます。なお附則としてこの条例は平成 20 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で提案理由及び、その内容説明とさせていただきます。御審議を賜りまして提案どおり決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですのでお諮りいたします。議案第 26 号は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ありがとうございます。御異議なしと認め、議案第 26 号は原案のとおり可決することといたします。

続いて同じく指定管理者関係ですが、日程第 8、議案第 27 号、福生市体育館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 それでは議案第 27 号、福生市体育館条例施行規則の一部を改正する規則について提案理由並びにその内容につきまして説明させていただきます。議案書資料の 17 ページをお開きください。

始めに提案理由でございますが、平成 21 年 4 月 1 日から熊川地域体育館、福生市地域体育館に指定管理者制度の導入及び平成 19 年 10 月 1 日から屋外体育施設の利用について予約システムを運用し、施設予約を開始いたしました。それに併せるとともに体育館の使用手続き等について規定の整備をしたいので、本規則の一部改正をいたそうとするものです。

次に改正の内容でございますが、議案第 27 号資料、新旧対照表を御参照願います。まず第 2 条の使用手続でございますが、第 2 条第 1 項を「条例第 7 条に規定する体育館の使用手続は、次のとおりとする。」に改め、第 2 条第 1 項第 1 号を「個人使用の場合、使用当日に福生市体育館個人使用券(別記様式第 1 号。以下『個人使用券』という。)を購入しなければならない。」とし、第 2 号として「貸切使用の場合、福生市体育館使用(変更)申請書(別記様式第 2 号)により、施設等を使用する日(以下『使用日』という。)の 1 月前の日の属する月の初日(当該日が休館日に当たるときは、その翌日。以下『受付開始日』という。)から使用日前日までに申請しなければならない。ただし、あらかじめ福生市教育委員会(以下『委員会』という。)が承認したものは、この限りでない。」とします。

また第 2 条第 2 項中、「前項第 1 号」を「前項第 2 号」と改め、同項の

ただし書きを削り、さらに同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項にするものでございます。

次に第3条中の「、次条に規定する場合を除き」を削り、次の第4条の「使用の特例」を「使用の予約」とし、全文を改めようとするものです。

次に第8条中「第2条第3項」を「第2条第1項第1号」、「使用券」を「個人使用券」に改めます。

また、次に第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加え、第11条は、指定管理者に管理を行わせる場合の読替え規定として、第2条第2項、第3条、第5条、第6条第2項、第9条及び第10条にあります「委員会」を「指定管理者」に、第4条第1項では「委員会は」を「指定管理者は」に、「委員会が定める期日」を「指定管理者が定める期日」に、別記様式では第2号から第5号までの「福生市教育委員会」を「福生市指定管理者」に、さらに第2条第2項、第6条、第8条、第9条及び別記様式第2号から第5号までの「使用料」を「利用料金」にそれぞれ読替えようとするものでございます。

また、別記様式第1号を第2号と改めようとするものでございます。

最後に附則として、この規則は平成20年4月1日から施行する。以下附則として、改正前よりある用紙については、当分の間、所要の修正を加え使用いたそうとするものでございます。以上説明とさせていただきます。

委員長 御質問等ございますでしょうか。

平野委員 体育館がこの指定管理者に管理を行かせた場合の、その字句の読替えについて、「使用料」が「利用料金」に替わるようですが、18ページの条文の中に、例えば「個人使用の場合」、「貸切使用の場合」となっていますので、この「使用」が「利用」に替わり、例えば「個人利用の場合」、「貸切利用の場合」に替わるのでしょうか。

スポーツ振興課長 「使用」、「個人使用」、「貸切使用」については従前通りなのですが、利用料金制度というものを取り入れますので、「使用料」につきましては「利用料金」と読替えます。

平野委員 そういう制度があるわけですね。

委員長 使用する場合に使用料、利用する場合に利用料ではないかということですね。即ち読替え中、使用料は「利用料金」になっているのですから、「使用」というところを指定管理にしたら「利用」にすべきではないかという提案的な質問なのです。

教育長 行政側が使う「使用料」とは、行政側が自ら料金の収入等を行うという

場合が「使用料」で、それ以外の民間の機関等に委託等をさせて、それを自ら収入をさせるという場合には「利用料」なのです。用語の使い分けをしています。

委員 長 市民とすると、「利用」は「利用料」、「使用」は「使用料」とすることは、納得できるのですが、今回はこのまま認めるにしても、また問題があれば再度提出いただきたいと思います。変更が可能なものですか。

教育 長 特に「使用する」と「利用する」との用語の使い分けまではしていませんから、ほとんど変わらないだろうと思うのですが。

委員 長 実際は変わらないわけですね。だから「使用申請」をして「利用料」を取られることになるのですね。

教育 長 自治法では、「使用料」という用語だけになっているかと思います。

庶務課 長 自治法上、サービスの対価的な性格があるものを「使用料」として使います。ですから固有名詞的な「使用料」という言い方だと理解していただければよろしいと思います。例えば、学校の授業料も自治法上の区分では「使用料」となっています。このことから今回新しく導入されました指定管理者制度の、管理者が収入を得るものにつきまして紛れがないように、教育長がお話されたようなそういった区分を踏まえましての改正だと思えます。

委員 長 それではほかに御質問がなければお諮りいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

議案第 27 号は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 御異議なしと認め、議案第 27 号は原案のとおり可決いたします。

日程第 9、議案第 28 号、福生市教育センター条例施行規則の制定についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参 事 それでは議案第 28 号、福生市教育センター条例施行規則の制定について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。21 ページをお開き願います。

まず提案理由でございますが、福生市教育センター条例の制定に伴いまして条例施行に必要な事項を定めるため、本規則を制定する必要がありますので本議案を提出するものでございます。

次に内容でございます。22 ページをお開きください。教育センターは三つの機能を併せた施設という構成をとっておりますので、共通部分と個別

の部分に分けまして、それぞれ規定するという方法をとっております。従いまして、章立てをして構成をさせていただいております。

第1章は総則でございまして、趣旨規定を置くとともに、センター長と副センター長の配置とその職の規定をしております。第2条第1項におきまして、センター長は指導室長を充てる旨の規定をしております。

第2章は公立小中学校教職員研究・研修所に関する規定でございまして、それぞれ職員の配置、職員の職務、事務所の開業日や休業日及び業務内容につきましても規定をしております。

第3章は教育相談室に関する規定でございまして、第2章同様、職員の配置等につきましても規定をしております。

第4章は学校不適応児童・生徒教育支援室に関する規定でございまして、第2章及び第3章同様、職員の配置等につきましても規定をしております。ただしこの不適応教育支援室、現在適応指導教室と呼んでございしますが、入室の手続きや審査を行う運営委員会等の事業運営について規定する必要がございまして、この後につきましては従前の適応指導教室の運営要綱を改正いたしまして、規則に盛り込んだ部分を削り、規則との整合性を図るための文言整理を今後いたします。

そして最後に第5章に雑則を置きまして、教育長への報告と、現在福生市教育委員会事務局に適用される規則の準用及び委任等の規定をいたしております。

なお附則で施行日を平成20年4月1日からといたしてございまして、既存の、福生市教育相談室設置規則については廃止をいたすものの規定をいたしております。

説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

私からよろしいですか。第15条の報告ですが、このことは、規則に載せるものなのですか。要するに行政の管制順がございまして当然義務を負っているような気がするのです。

教育長 教育センターは、教育委員会が所管する一つの機関として設置をいたしますので、それは別に規定することになります。

委員長 充て職で参事や主幹がおられるけれども規定が別に必要となるわけですね。ほかにございましてでしょうか。ございませんようでしたらお諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決することに御異議ございません

でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ありがとうございます。御異議なしと認め、議案第 28 号は原案のとおり可決することにいたします。

日程第 10、議案第 29 号、福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第 29 号、福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。29 ページをお開き願います。

提案理由でございますが、先程の議案第 23 号で改正をお願いいたしました、福生市公立学校の管理運営規則の一部改正によりまして、「教頭」が「副校長」に改められましたことに伴い、関係する訓令を一括して改正いたしたいとするもので提案いたすものでございます。この 29 ページ、管理運営規則の規則番号が空欄になっておりますけれども、これは未施行のため空欄という理由でございます。

それでは次に内容でございますが、30 ページをお開き願いたいと存じます。今回改正をお願いする訓令は五つございまして、この関係訓令の整備に関する訓令によりまして、一括して改正いたそうとするものでございます。見慣れない形式と存じますが、固有名詞等の変更に伴う改正では改正技術上よく採られる方法でございまして、各条が一部改正の訓令名となっており、この度は 5 件の訓令の改正となりますので、全体を 5 条で構成している形になっています。それでは 1 条毎御説明をしてみたいです。附属資料の新旧対照表をお開き願います。議案第 29 号資料 1 でございます。

まず第 1 条の改正でございまして、福生市公立学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正でございます。こちらは第 3 条中にございまして「教頭」の文言を「副校長」の文言に変更するもの及び様式の改正でございます。

続きまして第 2 条の改正でございます。次の資料 2 を御覧いただきたいと存じます。こちらは福生市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校の校長に委任する規程の一部改正でございます。こちらにつきましてはまず題名も「副校長」を加える内容となっております。全体の構成としましては規則の改正によりまして、副校長に新たに権限を付与されたということに伴いまして、従前校長だけに委任していたものを、校長

及び副校長にそれぞれ委任するという内容でございます。第1条につきましては条ずれの変更、あるいは文言の加筆がございます。第2条に校長の委任、さらに次のページ第2項を新設しまして、副校長に対する委任につきまして、新たに設けたものでございます。主に副校長に委任されるものにつきましては、従前も内部的に行っておりましてけれども、副校長を除く教職員の、例えば休暇の申請でございますとか出張命令等を、副校長の権限として委任する改正になったものでございます。

続きまして第3条でございます。こちらは福生市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正でございます。こちら「教頭」の文言を「副校長」に改めるというものでございます。

続きまして第4条でございます。こちらは福生市教職員被服貸与規程の一部改正でございます。この規程中別表に、貸与する貸与品の項目が表として載っておりますけれども、その中にございます「教頭」の文言を「副校長」に改めようとするものでございます。

そして最後に第5条でございます。こちらは福生市公立学校事案決定規程の一部改正でございます。こちらは先程の副校長の委任と同様でございますけれども、副校長が新たに権限を委譲されたことに伴いまして、内部的にいわゆる事案決定、決裁での権限についての規定の整備でございます。第3条から第11条を除く第12条までは、「教頭」を「副校長」に変更しております。そして、別表に、具体的な校長と副校長の事案決定権限につきまして区分してございます。3/7のページを御覧ください。この表中校長欄の第5号、第6号の職員の出張に関する許可、欠勤に関する許可が、校長から副校長へ移管したものでございます。その他は、「教頭」を「副校長」に名称を変更しているものでございます。

なお、附則といたしまして施行日は平成20年4月1日にいたそうとするものでございます。説明は以上でございますけれども、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただけますようお願いいたします。

委員長 御質問等ございますか。

直接関係ないのですけれども、小学校の理科の専科を置いた場合に、白衣を貸与するという事は表中にはないのですけれども、実際には行っているのでしょうか。

庶務課長 表中にないものは、貸与しておりません。

委員長 わかりました。家庭科にあって理科にないのは変だなと思っているだけの話です。将来、必要なところには貸与をできるような方向を考えていただきました。

いと思います。御質問があればお願いします。

平野委員 定例会資料 33 ページの、職員の服務に関することの枠組みのすぐ上の文書について説明していただけますか。

庶務課長 丸が不自然かと思われませんが、ここを含めまして一つの「部」または「項」と呼んでいます。従って、「職員の服務に関すること。の項」と読みます。

教育長 今のところをいいますと「別表の規定中『教頭』を『副校長』に改め」のあとです。「同表所属職員の管理に関すること。の部」これはどこを意味するか言いますと、議案第 29 条資料 5、2 / 7 のページの別表を御覧いただけますでしょうか。この中に、例えば校長のところを見ていただくと別表（第 4 条関係）とあって、校長のところを見ていただいて、校長は 1、2、3 とあります。そしてその下にもまた 1、2、3、4、5 とあります。このところを何と表現するかというときに、「部」とか、次のところを「項」とかというのですね。「部」、その「部」をさらに細分した場合にはそれを「項」といいます。こういう呼び方をするので。そして、言葉で表現するときに「管理に関すること。の部」ここまでが一表現なのです。それから「職員の服務に関すること。の項」これが一表現です。

委員長 わかりました。希望としては市民が読んでもわかる用例がいいと思うのですが。

教育長 申しわけありません、これは法律を含めまして、そういう表現方法が決められておりますので難しいかと思いますが。

委員長 わかっておりますが、市民がわかりやすい表現の方がいいなという投げかけであります。

それではお諮りいたします。議案第 29 号は原案のとおり決したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ありがとうございます。御意義なしと認め、議案第 29 号はそのとおり可決いたすことといたしたいと思います。

次に日程第 11、議案第 30 号、福生市体育指導委員の委嘱についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 それでは議案第 30 号、福生市体育指導委員の委嘱について御説明申し上げます。議案書 35 ページをお開き願います。

本案は平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 2 年間の任期で、体育指導委員として 12 名を委嘱いたしておりましたが、ここで任期が満了することによる提案でございます。今回の体育指導員の委嘱予定者

でございますが、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日の 2 年間で任期として、定数は 12 名でございますが、本日の委員会で 8 名の委嘱をお願いするものでございます。

それでは名簿により御説明をいたします。一番上の山崎重徳氏から 4 番目の相羽則男氏までの 4 名は再任をお願いし、新たに名簿の 5 番目の郡司佳世氏、次の福士めい子氏、次の宮崎昭夫氏、次の小野沢秀記氏の 4 名を新たに委嘱しようとするものです。

郡司氏につきましては、モダンダンスやバスケットボールなどの経験を有した方で、スポーツへの深い関心と御理解をお持ちの方でございます。

次に、福士氏につきましては、現在バトミントンやインディアカ、バレーボールなど、幅広くスポーツ活動をされており、また体育大学を卒業されており、スポーツに関しては専門的な知識と技能をお持ちの方でございます。

次の宮崎氏につきましては、現在社会福祉協議会に勤務されており、高齢者や障害者の抱える諸事情に精通され、スポーツの経験も豊富な方でございます。

次の小野沢氏につきましては、現在昭島市にございます企業へ勤務されており、野球やソフトボールなどのスポーツ経験が豊富で、市内の少年野球チームにおいても指導経験のある方でございます。

以上 8 名の体育指導委員について委嘱しようとするものでございます。提案どおり御承認いただきますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

委員長 御質問等ございましたらお願いします。

平野委員 体育指導員の方は大体年間に何日ぐらい活動いただいていますか。

スポーツ振興課長 定例会は毎月 1 回しております。そのほかに年間にいたしますと 13 程の主体的な事業を持っておりまして、企画立案から指導までいろいろな形で活動いただいています。それからそのほかに市内の地域等への出前指導が年間にしますと結構ございます。

委員長 ほかにございますでしょうか。

社会福祉協議会職員とは、市職員とは全く違うものでありますか。準公務員ですか。

教育次長 法人職員です。

委員長 ほかにございますか。ないようでしたらお諮りいたします。議案第 30

号は原案のとおり委嘱することに御異議ないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ありがとうございます。御異議なしと認め、議案第 30 号は原案のとおり可決いたします。

日程第 12、議案第 31 号、福生市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは議案第 31 号、福生市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、提案理由並びに内容について説明申し上げます。37 ページをお開きください。

現在の文化財保護審議会委員の人数は、福生市文化財保護条例第 40 条第 1 項に 8 名以内で構成すると規定されております。平成 13 年 1 月以来 7 名の委員で構成されてきましたが、福生市文化財保護審議会の一層の充実のために平成 20 年 4 月から 1 名の方を、福生市文化財保護条例第 41 条の規定に基づきまして、新たに文化財保護審議会委員として委嘱いたそうとするものでございます。

お名前は吉江勝広氏で、史跡、有形文化財、名勝等の担当分野において広くかつ高い見識を有する方でございます。

なお、任期につきましては他の 7 名の委員の方々の任期が、平成 19 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までとなっておりますことから、満了の時期を同様に、平成 21 年 6 月 30 日までの 1 年 3 カ月間でございます。以上で内容説明とさせていただきます。

委員長 何か御質問ございますか。

私から一つ。備考欄の元職のことなのですが、技術官という官職名はあったのですか。技官ではないですか。再確認をしていただけますか。正式な形で残さなければいけないと思いますので申し上げました。

平野委員 先程の体育指導委員には生年月日が入っていましたが、今回は入っておりませんが、それは何か決まりがあるのでしょうか。

社会教育課長 昭和 26 年 1 月 16 日生まれの方です。

教育長 議案につきましては不統一がありました。今後気をつけてまいります。

委員長 申しわけございません。どちらかに統一しますか。

教育長 多分御審議いただくに当たっては、生年月日までであったほうが皆様方にはおわかりいただけだと思いますが、若干個人情報ではあります。例えば教育委員の場合には確かここまで議案としては書かれてなかったかと思えます。

委員 長 教育委員の場合はですね。ただしこの場合例えばスポーツで言えば特技、文化財で言えば担当分野などの専門的な意味があるかというような情報が、あったほうがわかりやすいかもしれませんね。教育長が言ってくださった統一性を持って、審議しやすいような、しかも不要なものはいらないとして変えていきましょう、ということを含めてほかにございますか。

加藤委員 スポーツにしても文化的なことにも生年月日まで出されるということは、年齢制限があるのでしょうか。

スポーツ振興課長 基本的に、年齢制限はございませんで、体育指導の経験またはその見識がある方など、それぞれの事業に力を出していただける方をお願いしております。今回、退任された方の中には、体力的に活動が厳しいと自覚をされた方がおります。

委員 長 前任の清水委員長時代に、審議会等や指導員等に非常に長く携われた方がおられて、それはいかがなものかということで、概ね 12 年などの御発言はあったことは覚えているのですけれども、それを消したわけではないですね。教育委員会としても、年齢制限は特になくても、きちんと活動していただけるのであればよろしいかと思っております。

教育 長 福生市での各種委員の委嘱等、お願い申し上げますときの一つの慣例でありますけれども、基本的な考え方としては、年齢については 70 歳を一つの目安という考え方で、これまでお願い申し上げてきたという経緯はございます。

委員 長 よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第 31 号は原案のとおり委嘱することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 ありがとうございます。御異議なしと認め、議案第 31 号は原案のとおり可決いたします。

その他報告に移りますが、ここで日程についてお諮りいたしたいと思っております。日程第 13、その他報告 3、教員の人事異動については人事案件でございますので、福生市教育委員会会議規則第 8 条の規定に基づき、これを公開しない会議としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって日程第 13、その他報告 3、教員の人事異動については、公開しない会議といたします。

それでは日程第 13、その他報告 1、学校給食センター給食費事務取扱基準についてを報告していただきたいと思っております。学校給食課長お願いしま

す。

学校給食課長 それではその他報告事項1、福生市学校給食センター給食費事務取扱基準につきまして御報告をさせていただきます。41 ページをお開きください。今回の基準の制定でございますが、平成20年4月からの給食費の改定に併せまして、給食費の取扱い等の取り決めをするものでございます。

それでは内容につきまして御説明させていただきます。1の趣旨でございますが、市立小学校に在籍する児童の保護者から、学校給食センターが徴収する給食費の取扱いについて必要な事項を定めるものでございます。

次の2の給食実施日数は、192日とするものでございます。

3の給食費の額につきましては、低学年を3,700円、1食単価220円。中学年を3,850円、1食単価230円。高学年を4,000円、1食単価240円。教職員並びに給食センター職員等を4,050円、1食単価240円と定めるものでございます。

4の給食費の徴収につきましては、(1)では給食費の徴収する月を4月から2月までと定めさせていただき、1年生につきましては4月分の給食提供日数に1食単価を乗じた額を5月分の給食費に含め、5月から徴収をさせていただくものでございます。(2)では月の途中で児童が転入をした場合の給食費の徴収の規定をしております。1食単価に日割り計算した額を徴収するものでございます。

42ページをお開きください。(3)では試食会等の参加者の給食費は、喫食した日数を乗じた額を徴収するものでございます。(4)では非常勤職員、臨時職員、嘱託職員等の給食費の徴収を規定してありまして、教職員、センター職員の1食単価で計算した額を徴収する旨を規定してございます。

5の給食費の徴収方法は、口座振替、納付通知書による納付ができる旨の規定をさせていただいております。

6の給食費の返還ですが、(1)につきましては、児童が月の途中で転出した場合。43ページを御覧いただきたいと思います。(2)では病気等の事由で、引き続き5日を超えた場合で、学校長が認めたとき。(3)につきましては、給食センター所長が特に認めた場合には、1食単価に喫食した日数を乗じた額を、月の給食費から差し引いた額を返還する旨を規定してございます。

7の給食費の未納の徴収及び整理につきましては、職員につきましては最善の努力をすることを規定し、8では、悪質な未納者には法的措置を講

じる旨、規定しております。

9の給食基本人員の報告から、44ページ、12の学校行事の報告までは、各学校から給食センターへ給食人員等の報告を義務付けるものでございます。

13の食物アレルギー等の対応でございますが、近年アレルギー児童が増えてきていることから、学校と給食センターでアレルギー児童の情報の共有を図るために規定をするものでございます。

14の食物アレルギー等による給食費の減額を規定しております。

15につきましては、決算について、並びに16は委任事項を規定してございます。

なお、本基準につきましては平成20年4月1日から施行をするものでございます。以上で報告とさせていただきます。

そして、大変申しわけございません。5の給食費の徴収方法の納付日でございますが、現在、毎月16日となっておりますが、現在市内の金融機関等で振替日の調整を、協議をさせていただきますして、月末もしくは月初めに変更するように、調整をさせていただきますして、年度途中でこの納付日につきましては変更を予定しております。以上でございます。

委員長 何かございますか。よろしいですか。

それでは続いて、2、屋外体育施設の開場について、スポーツ振興課長お願いします。

スポーツ振興課長 それでは、屋外体育施設の開場等について御報告をいたします。申しわけございません、資料がございませんので口頭で失礼いたします。

平成19年度につきましては、年度当初計画をしておりました三つの施設、武蔵野台テニスコートの改良工事、福東総合グラウンドの改修工事、そして市営プールの循環設備取替えと施設の改良工事を実施してまいりましたが、昨年9月の台風によりまして、多摩川中央公園のグラウンド、南公園のテニスコート、グラウンド、それぞれが使えなくなったことで、7施設で影響がございました。市民の団体やボランティアの皆さんの御協力等をいただきながら、中央公園につきましては1月5日から開場できまして、順調に利用していただいています。また、南公園のテニスコート、グラウンド関係につきましては、3月末の工期で撤去・復旧のための工事を行っておりまして、間もなく終わる予定でございます。その南公園につきましては、体育施設と公園の併用になっていきますので、公園の担当と調整をいたしまして、4月12日土曜日から一般の公園と体育施設も含めて利用を開

始していくことになっています。

ただ南公園につきましてはまだ護岸が、大きく侵食されたままになっておりまして、これにつきましては国土交通省で対応していくことになっているところですので、6月になりますと出水期ということで工事ができない状況もありますので、12月ぐらいから1年をかけての護岸工事をし、安全対策面で仮柵を設けまして対応していく予定でございます。

武蔵野台テニスコートにつきましては、工事も終わりました、フットサルの兼用コートとして4月1日から新しく開場をさせていただく予定でございます。

福東グラウンドの3球場につきましても、3月28日までの工期でございます、4月1日から開場ができることとなっています。

市営プールの循環設備の改良工事につきましては、3月24日までの工期でありまして、ほぼ完了している状況でございます。以上御報告いたします。

委員 長 私から一言、これはやはり簡単な表を作らせるべきですね。せっかくそれだけのことをやっておられることがきちんと伝わりません。今後はよろしくをお願いします。

質問等ございましたら、いいでしょうか。

ほかに報告事項がございましたらお願いします。庶務課長。

庶務課長 その他なのですけれども、先日いじめ防止標語を抽選していただきましたけれども、ここで入選作品が決まったということで、指導主事の方から内容について報告をさせていただきます。

委員 長 はい、よろしくをお願いします。

指導主事 お配りいたしました資料を御覧ください。福生市教育委員会では福生市公立学校に通う児童・生徒が、いじめのない明るい社会づくりへの意識を高めることをねらいとして、本年2月中に『ふっさ「いじめ防止標語」』を募集しました。その結果、小学校1,002作品、中学校684作品、計1,686作品の応募がありました。今年度は福生市教育委員を始め福生市教育委員会事務局内の選定委員が、各小・中学校より一作品ずつ優秀作品として選定いたしました。その結果がこちらの表です。なお、これらの優秀作品につきましては、教育広報「福生の教育」4月号及び福生市ホームページへの掲載をしております。以上でございます。

委員 長 この子達の表彰は、その発表のみですか。

指導主事 各学校に結果を通知しまして、表彰状を校長から渡すことになっており

ます。

教 育 長 終業式までには間に合ったのでしょうか。

指 導 主 事 はい、終業式に間に合うように渡していただきます。

委 員 長 この件は承知いたしました。ほかにございますか。

ここで先程日程についてお諮りいたしました、3、教員の人事異動については公開しない会議となります。関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは暫時休憩いたします。

午前 11 時 20 分 休憩